

## 第 2 回会合における構成員からの主なご意見

---

2018年12月21日

事 務 局

## 検討の視点等

- 利用者情報の取扱いについて、通信の秘密との関係をどのように考えるかが焦点。電気通信事業法上の通信の秘密の規律の適用範囲を一面において拡大すべきであり、他方で、問題となる情報の内容又はその文脈に応じて、規律の密度、許される正当化を含めて類型化や規律の柔軟化を図り、過剰規制を避けるべきとの意見が寄せられた。その裏側で、プラットフォームサービスの実態、現実の利用者情報の保護の在り方について、正確な認識のないままに過剰規制となるのは避けるべきとの意見が全体としての印象。
- プラットフォームサービスが電気通信事業の上で大きく成長し、国民の生活や自由な情報流通を支える中で、今後の社会基盤としてのプラットフォームサービスについて、本来通信の秘密で守ろうとしてきたものが、どのように守られるべきか共同規制等の手法も含めて深掘りする必要あり。
- 今後も社会基盤として重要な役割を果たしてプラットフォームサービスの適正・合理的な運営を担保・保障する観点から検討する必要。その際、産業政策、競争政策、消費者保護政策等の有機的な連携を見ながら、利用者情報の観点からの検討が前面に出るべきもの。
- トラストサービスについて、今後の日本の社会において、有用なトラストサービスを確保した上で、トラストアプリケーションサービスが成長していくことが有用。将来的にリモート署名等、簡便にトラストサービスを利用できるといった方向があり、コストの問題も含めて全体を踏まえ、トラストサービスの健全な発展を国際連携の視点から、EU等や民間団体との連携に整合性が図れる規律を検討すべき。
- フェイクニュースについて、表現の自由への観点からの慎重な意見があり、他方でプラットフォーム上の情報流通のアーキテクチャの構造上、フェイクニュースや偽情報が流通することになっていないかという点で、利用者による健全な世論形成を支えるためのリテラシーやアーキテクチャの組み方についても議論を深めることが必要。 【以上、宍戸座長】

# 第1.利用者情報に関する取扱いについて

## 1.検討対象とするプラットフォームサービスの範囲の考え方

### 考慮すべき事項

- 「オンラインプラットフォームの利用者（消費者、ユーザー）にとっての役割や事業者による利用者保護に対する自主的な取組みについても十分理解した上で検討すべき」との意見には同感。利用者保護に対する自主的な取組みを理解・尊重する前提として、ハードローが及ぶ可能性や余地がない場合には安定的なソフトローが成り立ち難いことから、例えば電気通信事業法の域外適用の在り方等を含め、自主的な取組みを促すためのハードローの域外適用を如何に考えるかを念頭に置くべき。  
【生貝構成員】

## 2.プラットフォーム事業者が保有する保護すべき利用者情報の分類及び範囲

### 考慮すべき事項

- 利用者情報の取扱いについて、通信の秘密との関係をどのように考えるかが焦点。電気通信事業法上の通信の秘密の規律の適用範囲を一面において拡大すべきであり、他方で、問題となる情報の内容又はその文脈に応じて、規律の密度、許される正当化を含めて類型化や規律の柔軟化を図り、過剰規制を避けるべきとの意見が寄せられた。その裏側で、プラットフォームサービスの実態、現実の利用者情報の保護の在り方について、正確な認識のないままに過剰規制となるのは避けるべきとの意見が全体としての印象。（再掲）  
【穴戸座長】
- 「通信内容と通信の構成要素のいずれも通信の秘密の保障が及ぶことに異論はないものの、それぞれの規制のレベルを同じとする必要はない。通信内容の秘密の侵害と通信の構成要素の秘密の侵害との間に差異があることを、市民も事業者も感覚として持っていることから、峻別して議論すべき」との意見に共感。  
【森構成員】

### データの管理・保存

- データの利活用に関する意見が多数寄せられたが、利用者の立場から不安となる事業者のデータ管理・保存に関する対応の検討が必要。  
【木村構成員】

# 第1.利用者情報に関する取扱いについて

## 3.国際的なプライバシー等の保護の潮流との制度的調和

### 考慮すべき事項

- ①2013年に改正されたOECDプライバシーガイドラインの履行状況のレビュー及び②法的拘束力のある欧州評議会条約第108号の改正の2つの観点から、国際的な制度的調和を考慮することが不可欠。  
【新保座長代理】
- 日本の事業者は不公平な扱いを受けており、また、国際調和という点でも、現行の法制度を改善すべきとの意見が多い一方で、独自の規制は避け自主規制的なものが望まれるとともに、法的な裏付けも求められるとの意見もあった。当該意見を踏まえると、eプライバシー規則（案）では、データを分類した上で定義を明確にし始めているが、日本では、電気通信事業法とそれ以外の法律（独禁法、個人情報保護法等）とが分立しているため、統一的なものにまとめていくことが適当。  
【寺田構成員】

# 第1.利用者情報に関する取扱いについて

## 4.法令の適用、運用・執行上の差異

### 考慮すべき事項

- プラットフォームサービスが電気通信事業の上で大きく成長し、国民の生活や自由な情報流通を支える中で、今後の社会基盤としてのプラットフォームサービスについて、本来通信の秘密で守ろうとしてきたものが、どのように守られるべきか共同規制等の手法も含めて深掘りする必要あり。（再掲） 【宍戸座長】
- 「通信の秘密の知得等に当たる行為の主体が電気通信事業者であるか否かによって『通信の秘密の侵害』の該当性の評価が変わらないように運用されるべき」との意見について、法文上はそのように規定されているので、きちんと実現されるべき。通信の秘密は、通信事業者に限らず、何人も侵害してはならないとされているため、そのように運用されるべき。
- 「EU、米国ともに不適切な行為があった事業者等に対し、当局が大きなサンクションを課すことで、事業者における事前の対応を促進している。一方、日本においてはデータ保護領域での当局からのサンクションは極めて限定的であり、より積極的な執行を行うべき」との意見について、しっかりとした法執行を前提として、共同規制の枠組みを導入し、様子を見ることもイノベーションとの関係では重要。 【以上、森構成員】
- 「オンラインプラットフォームの利用者（消費者、ユーザー）にとっての役割や事業者による利用者保護に対する自主的な取組みについても十分理解した上で検討すべき」との意見には同感。利用者保護に対する自主的な取組みを理解・尊重する前提として、ハードローが及ぶ可能性や余地がない場合には安定的なソフトローが成り立ち難いことから、例えば電気通信事業法の域外適用の在り方等を含め、自主的な取組みを促していくためのハードローの域外適用を如何に考えるかを念頭に置くべき。（再掲） 【生貝構成員】

## 第2.トラストサービス等の在り方

検討の視点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ トラストサービスについて、今後の日本の社会において、有用なトラストサービスを確保した上で、トラストアプリケーションサービスが成長していくことが有用。将来的にリモート署名等、簡便にトラストサービスを利用できるといった方向があり、コストの問題も含めて全体を踏まえ、トラストサービスの健全な発展を国際連携の視点から、EU等や民間団体との連携に整合性が図れる規律を検討すべき。（再掲） 【穴戸座長】</li> </ul>
プラットフォーム へに対する eIDAS規則の 効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ eIDAS規則により、GAFAといったプラットフォームをどのように規制し、その競争力に対し、如何なる効果をもたらしているか、又はプラットフォームがデファクトスタンダードを構築しながら競争力を伸ばしている中で、本規制で如何なる効果が発生しているのかという観点を検討項目に挙げてよいのではないかと。 【大谷構成員】</li> <li>■ GAFAのサービスが拡大し、EU市民の情報が国外に流出する中で、EUはGAFAのサービスの上位レイヤにトラストサービスという概念を持ち込み、これを規律することにより、EUにおいて適切にコントロールできるようにすることがeIDAS規則の目的ではないか。</li> <li>■ あるサービスの利用に当たり必要となる本人確認や属性等情報の登録をトラストサービスに持ち込むことにより、eIDAS規則による統一的な規律の下、EU域内においてサービスが完結する環境が整備されたことが大きな点。また、こうした環境の中で構築されるサービスが、GAFA独自の確認ではなく、公的に本人を特定した情報に基づくという点において、トラストサービスという定義付けがなされたのではないかと。 【以上、手塚構成員】</li> </ul>
トラストサービス に係るポータル サイトの構築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「日本においてもeIDASにおけるTrustedlistと同様の仕組みを構築し、少なくともEUのTrustedlistとの相互認証ができる制度を早期に構築する必要がある」との意見のとおり、eIDAS規則によるTrustedlistと日本で構築したものが相互認証できる枠組みが必要。ただし、Trustedlistが早期にできないのであれば、「トラストサービスについて知りたい、導入したいと思う人々が拠り所として参照し、実際の活用促進に結び付けられるポータルサイトの構築を検討いただきたい」との意見のとおり、こうしたポータルサイトを公的機関が構築する点について検討すべき。 【宮内構成員】</li> </ul>
コスト負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国際的な相互認証のためのルール作りに当たり、国内の中小を含む事業者が国際的に競争する上で、過度なコスト負担・不便を強いることがないよう、標準化を含めトータルな検討が必要。 【山口構成員】</li> </ul>

## 第3.その他

### フェイクニュースや偽情報への対応

- フェイクニュースについて、表現の自由への観点からの慎重な意見があり、他方でプラットフォーム上の情報流通のアーキテクチャの構造上、フェイクニュースや偽情報が流通することになっていないかという点で、利用者による健全な世論形成を支えるためのリテラシーやアーキテクチャの組み方についても議論を深めることが必要。（再掲）  
【穴戸座長】
- フェイクニュースや偽情報への対応に関する意見について、（検討アジェンダにおいて）表現等を直接規制するのではなく、利用者への支援の在り方が必要であり、表現の自由等について謙抑的な姿勢が示されていることに共感。そうした視点で、可能な範囲で本テーマの議論が必要。  
【大谷構成員】
- デイスインフォメーションや様々なデータのポータビリティを含め、行動規範（Code of conduct）の形成により、欧州では業界標準という形で実質的な利用者保護のルール作りがなされているところ、国際的なデファクトとして形成されつつあるルール作りへのコミットメントという観点からの検討が必要。  
【生貝構成員】